

令和8年度 駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
1	西松建設(株)	令和8年1月14日 ～ 令和8年4月13日	3か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第1第2号(粗雑工事)	西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線(木曾川右岸道路)木曾郡上松町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。
2	日本交通技術(株)	令和8年2月13日 ～ 令和8年11月12日	9か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。
3	JR東海コンサルタンツ(株)	令和8年2月13日 ～ 令和8年7月12日	5か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。
4	大日コンサルタント(株)	令和8年2月13日 ～ 令和8年7月12日	5か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。
5	(株)トーニチコンサルタント	令和8年2月13日 ～ 令和8年7月12日	5か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。

令和8年度 駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
6	株式会社 大林組	令和8年5月12日 ～ 令和8年7月11日	2か月間	駒ヶ根市建設工事等入札 参加資格者に係る指名停 止要領 ・別表第2第11号(不正 又は不誠実	当該入札参加資格者は、代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線 第四南巨摩(こま)トンネル新設工事(東工区)」(山梨県富士川町)において、令和6年 10月4日に発生した労働災害に関し、労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、 事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、令和8 年3月24日に簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。